

# 村上市業務継続計画

～安心で 強く しなやかなまち 村上へ～



令和5年(2023年)4月





## 目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	2
1. 業務継続計画策定の目的	2
2. 業務継続計画の基本方針	2
(1) 職員の防災意識の向上と防災対策の推進	2
(2) 応急対策業務	2
(3) 優先通常業務の継続及び早期再開	2
(4) 人員及び庁舎機能の確保	2
(5) 非常時優先業務以外の業務の停止又は縮小	2
(6) 継続的な改善への取り組み	2
3. 業務継続計画の概要	2
(1) 業務継続計画とは	2
(2) 非常時優先業務とは	2
(3) 業務継続計画の効果	3
(4) 業務継続計画と地域防災計画の関係	4
第2章 前提とする被害想定	6
1. 想定される自然災害	6
(1) 地震被害	6
(2) 新潟県内の主な活断層	6
(3) 想定地震・被害	7
(4) 津波被害	8
(5) 風水害	8
(6) 土砂災害	9
(7) 雪害	9
第3章 業務継続のための執行体制の整備	11
1. 業務執行体制の整備	11
(1) 指揮命令系統の確立	11
(2) 各課（局・室）での代行	11
2. 大規模地震災害時における参集及び体制	12
(1) 職員参集指針	12
(2) 参集時の留意事項	12
(3) 非常配備基準、配備体制及び配備人員	12
(4) 発災時の対応	14
(5) 参集可能人数の算定	15
(6) 課題	15

(7) 対策 .....	15
第4章 業務継続のための執行環境の整備 .....	17
1. 市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 .....	17
(1) 代替庁舎の特定 .....	17
(2) 課題 .....	18
(3) 対応 .....	18
(4) 今後の取り組み .....	18
2. 電気・水・食料等の確保 .....	19
(1) 非常用発電機能と燃料の確保 .....	19
(2) 水・食料等の備蓄 .....	19
3. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 .....	20
(1) 現時点の状況 .....	20
(2) 課題 .....	20
(3) 対応 .....	20
4. 重要な行政データのバックアップ .....	20
(1) ICT(情報システム)の常時対策 .....	20
(2) ICTの復旧 .....	20
第5章 計画の対象とする非常時優先業務 .....	22
1. 非常時優先業務の選定 .....	22
(1) 応急対策業務 .....	22
(2) 非常時優先業務 .....	22
2. 非常時優先業務の実施方針 .....	23
(1) 市民の生命を守る業務を最優先で実施 .....	23
(2) ライフライン維持のための業務は災害時でも継続 .....	23
(3) 通常業務については可能な限り停止又は縮小 .....	23
(4) 業務遂行に必要となる資源は、選択と集中により配分 .....	23
3. 非常時優先業務選定の基準 .....	23
(1) 非常時優先業務の選定 .....	23
(2) 非常時優先業務の選定対象期間の設定 .....	23
4. 応急対策業務 .....	25
5. 非常時優先業務 .....	32
第6章 感染症拡大防止対策に係る業務継続 .....	34
1. 感染症対策 .....	34
2. 勤務体制 .....	34
(1) 交替勤務 .....	34
(2) 感染予防勤務体制の整備 .....	34
3. フォロー体制 .....	34
第7章 継続的な改善への取り組み .....	36

1. 計画の推進 .....	36
(1) 計画の見直し・更新 .....	36
(2) 研修及び訓練の実施 .....	36
(3) 職員への教育 .....	37
(4) 指定管理者等への周知と連携 .....	37

## 資料編

### 非常時優先業務一覧



---

# 第1章

## 業務継続計画の 基本的な考え方

---

## 第1章 業務継続計画の基本的な考え方

### 1. 業務継続計画策定の目的

地方公共団体は、地震等大規模災害が発生した際の緊急時において、市民の生命や生活を守るために、地域防災計画に定める応急対策業務と、大規模災害時においても優先度が高く継続して実施が必要な通常業務に対応する必要がある。

大規模災害時は、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受けることから、利用できる限られた資源の状況下において、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に優先すべき業務の特定を行い、行政機能の低下期間を最小限とし、行政の機能不全を防ぎ、市民の生命、生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応を図るため、村上市業務継続計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

### 2. 業務継続計画の基本方針

#### (1) 職員の防災意識の向上と防災対策の推進

災害時であってもスムーズに応急業務等に対応できるよう、職員の防災意識の向上及び防災対策の推進を図る。

#### (2) 応急対策業務

地震による被害を最小限にとどめるため、村上市地域防災計画に定められた応急対策活動を効率的に遂行する。

#### (3) 優先通常業務の継続及び早期再開

市の業務が中断することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時においても中断が許されない通常業務の継続及び早期再開に努める。

#### (4) 人員及び庁舎機能の確保

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び庁舎機能の確保に努める。

#### (5) 非常時優先業務以外の業務の停止又は縮小

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に停止又は縮小する。

#### (6) 継続的な改善への取り組み

防災対策事業や、地方行政事務の状況に応じて問題点や課題点を把握し、継続的に改善すべき内容について見直しを行う。

### 3. 業務継続計画の概要

#### (1) 業務継続計画とは

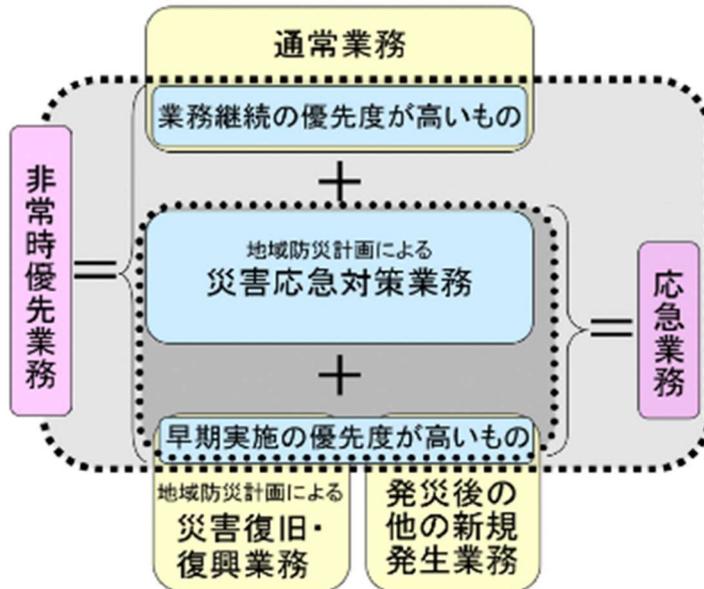
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、職員や庁舎、資機材、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある場合であっても、地域防災計画に定められた災害対応などの応急業務や市民生活に重大な影響をもたらす行政サービスなどの優先度の高い通常業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定した上で、その優先順位を定めるとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保、配分やそのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等の必要な措置を講じることによって、災害が発生した場合でも適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

#### (2) 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模災害発生時であっても優先して実施すべき業務のことであり、地域防災計画における応急対策業務を基本とし、市民の生命と生活の復旧のために優先して行う必要がある災害復旧・復興業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に停止又は縮小する。

非常時優先業務のイメージ



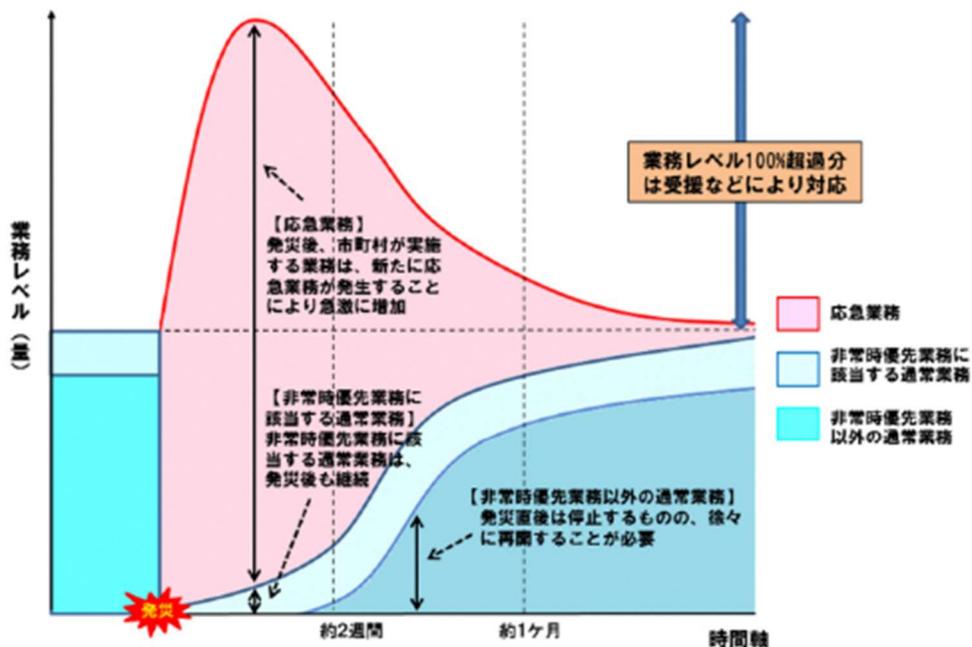
出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（H28.2 内閣府（防災担当））

(3) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、発災直後からの非常に短い時間の間に対応が必要となる膨大な応急業務に対し、様々な資源等の制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとで必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ期間・時間の短縮や、発災直後の業務レベル向上の効果を得られ、高いレベルでの業務継続を行えることが可能となる。

また、行政も被災する深刻な事態を考慮した非常時優先業務の執行体制や手順の明確化が図れる。加えて非常時優先業務の執行に必要な資源を明確化することにより、資源確保による業務の早期実施が図れる。

発災後に市町村が実施する業務の推移



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（H28.2 内閣府（防災担当））

#### (4) 業務継続計画と地域防災計画の関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について実施すべき項目が定められた総合的かつ基本的な計画であるが、職員の被災や庁舎の停電等の行政が被災する想定はされていない。

一方、業務継続計画は、行政の被災を想定し、発災後1か月以内に実施すべき応急対策業務や早期実施の災害復旧・復興業務、災害時でも実施しなければならない優先度の高い通常業務を特定し、災害発生時でも適切な業務執行を行う目的の計画で、上位計画である「村上市地域防災計画」の実効性を高め、補完する計画である。

#### (地域防災計画と業務継続計画の相違点・関連性)

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
作成主体	▶地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	▶都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。（※1）
計画の趣旨	▶災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	▶発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	▶行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。（※2）	▶行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	▶災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	▶非常時優先業務を対象とする。（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）
業務開始目標時間	▶業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）	▶非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	▶業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	▶業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（H28.2内閣府（防災担当））

---

# 第2章

# 前提とする被害想定

---

## 第2章 前提とする被害想定

### 1. 想定される自然災害

地理的条件や過去の災害発生事例を勘案しながら、村上市地域防災計画との整合を図り、想定する自然災害想定は以下のとおりとする。

災害区分	自然災害により起きてはならない事象
地震・津波	地震等による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集地における死傷者の発生
風水害・雪害	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の氾濫 豪雪による住宅・人的被害
土砂災害	土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### (1) 地震被害

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、新潟県で実施した「新潟県地震被害想定調査（令和4年3月）」による村上市における人的・物的被害の概要は次のとおりです。なお、「新潟県地震被害想定調査」では、想定地震ごとに被害想定が実施されており、本計画では各調査結果の合算値（他市町村分含む）を表記している。

近年では、令和元年6月18日に、山形県沖で村上市において最大震度6強の地震（M=6.7）が発生した。この地震で新潟県では4～8cmの津波を観測した。主な被害は、負傷者7人、住家半壊25棟である。

#### (2) 新潟県内の主な活断層

国の地震調査研究推進本部が社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ、調査対象とした全国の97の主要活断層帯のうち、県内には6つの断層帯があるが、村上市周辺では楯形山脈断層帯、月岡断層帯がある。

#### 【新潟県内及び周辺の内陸・海域の想定地震の概要一覧】

番号	想定地震名	地震タイプ	走向	傾斜度	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)	Mw	発生確率(30年以内)
1	楯形山脈断層帯	内陸	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3%～5%
2	月岡断層帯	内陸	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0%～1%
3	長岡平野西縁断層帯	内陸	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
			197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
			202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
4	十日町断層帯西部	内陸	200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
			236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
5	高田平野西縁断層帯	内陸	187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
			172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
6	六日町断層帯南部	内陸	208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%～0.01%
			174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	
7	F34(県北・山形沖)	海域	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	-
			197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
8	F38(越佐海峡)	海域	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	-
9	F41(上越・糸魚川沖)	海域	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	-
			55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	

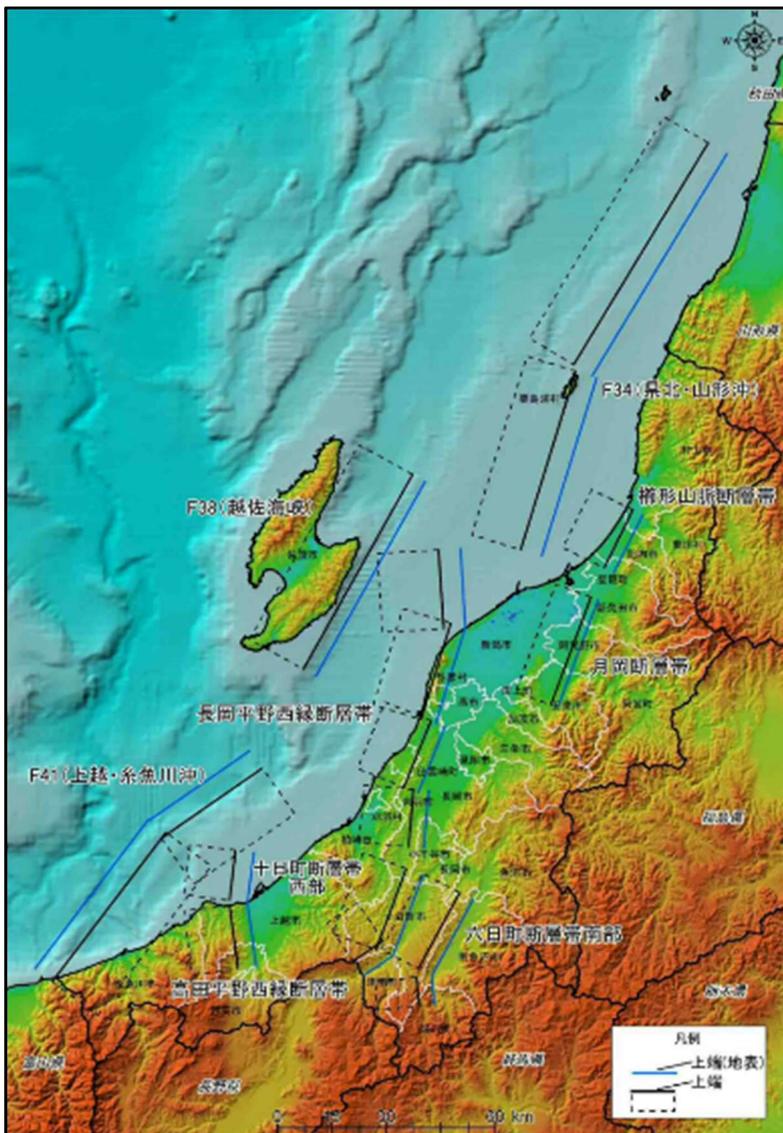
(3) 想定地震・被害

「新潟県地震被害想定調査報告書」では、県内で過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大になると考えられる6つの地震が想定されている。

【想定地震の最大震度(村上市域のみ)】

想定地震 揺れ(震度)	海域の震源			内陸の震源		
	F34 (県北・山形沖)	F38 (越佐海峡)	F41 (上越・糸魚川沖)	楯形山脈 断層帯	月岡 断層帯	長岡平野西 縁断層帯
市域における 最大震度	6強	5強	5弱	6強	6弱	6弱
全壊(棟)※	6,994	21	0	611	27	31
半壊(棟)※	12,389	763	17	3,922	1,070	1,102
死者数(人)	487	1	0	38	0	2
負傷者数(人)	5,349	20	0	596	35	86
避難者数(人)	14,160	446	3	1,272	197	785

※建物被害は揺れ、液状化、土砂放火、津波、火災による被害総数  
出典：「新潟県地震被害想定調査報告書 (R4.3)」 (一部抜粋)



想定地震 位置図 出典：「新潟県地震被害想定調査報告書 (R4.3)」 (一部編集)

**(4) 津波被害**

新潟県北部・山形県沖付近の地震で影響開始時間が5分以内、最大津波水位が10.3m、浸水面積が1,108haと想定されている。

**【津波浸水想定】**

事項	想定地震	県北・山形沖
影響開始時間 *1		5分以内
最大津波水位 *2		3.3m~10.3m
浸水面積 *3		1,108ha

- \*1 影響開始時間: 初期水位(朔望平均満潮位)から20cm上昇又は低下したときの最短時間(影響開始時間に最大津波水位となるわけではない)
- \*2 最大津波水位: 沿岸代表地点(脇川)の津波水位の最高値
- \*3 浸水面積 : 浸水深1cm以上の面積

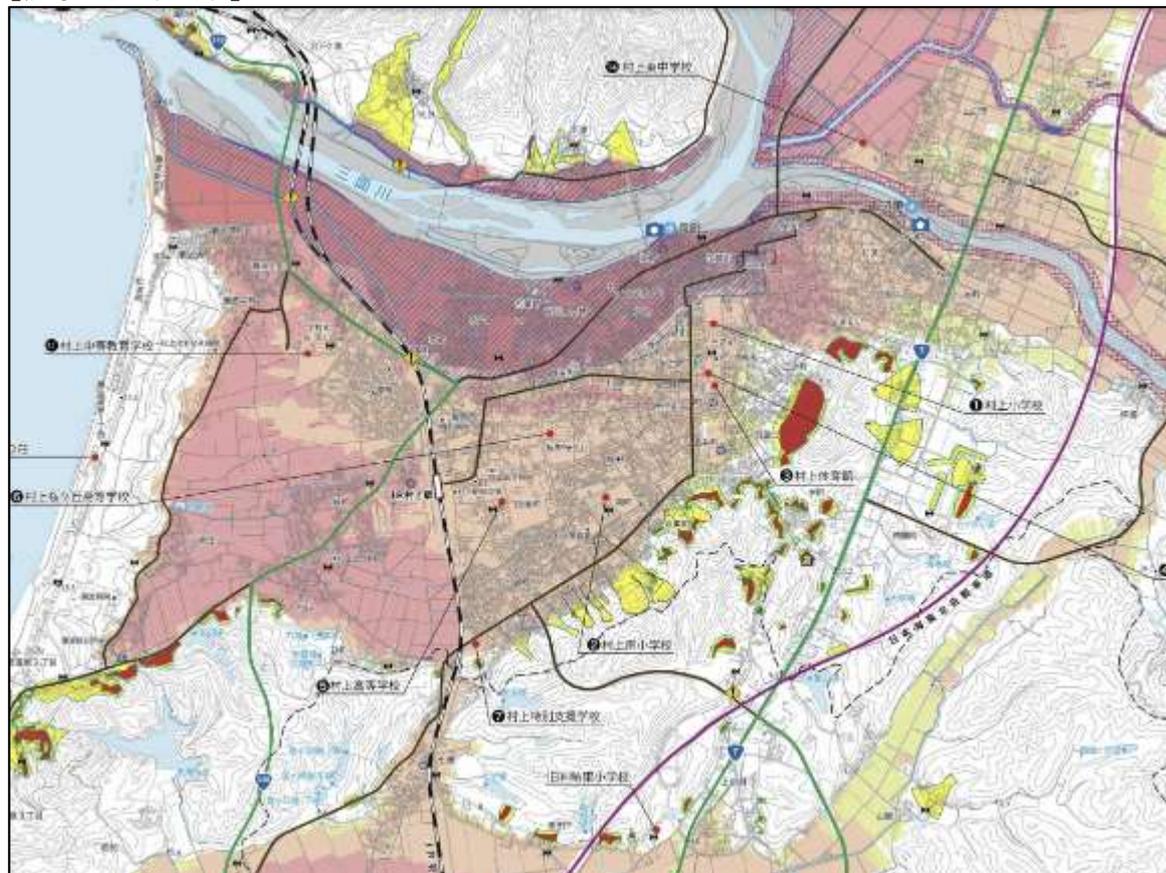
出典：平成29年度津波浸水想定、基準水位(案) (H29.11 新潟県)

**(5) 風水害**

本市においても、令和4年8月の豪雨により、集中豪雨をもたらす線状降水帯(複数の積乱雲の集合体)の発生で広範な災害をもたらす水害が発生して現れており、河川の増水や崖崩れ等による家屋、農業、土木施設への被害があった。

荒川は洪水予報指定河川に、三面川、門前川、高根川は水位周知河川に指定され、洪水や氾濫が発生する可能性から、基準水位の監視を行っており、基準水位を超えた際には、氾濫危険情報が発表となる。

**【洪水ハザードマップ】**



(村上市洪水ハザードマップより抜粋)

**(6) 土砂災害**

本市の山間部においては、急傾斜地や崖下に近接した住宅等が多くみられる。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

市内には、こうした土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として土砂災害警戒区域（急傾斜地・土石流・地滑り）に指定されている箇所が 620 箇所あり、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の土砂災害特別警戒区域は 461 箇所ある。

**(7) 雪害**

積雪・降雪は、道路、鉄道などの主要交通機関だけでなく、地域ネットワークを形成する交通機関にまで支障をきたし、地域経済に大きな影響を与える。

また、市民生活においても、危険を伴う雪下ろし作業や除雪作業が発生するほか、家屋等私有財産の損害も発生するなど、特に山間部の住民には、雪崩などの災害、停電、集落の孤立などの可能性がある。

---

# 第3章

## 業務継続のための 執行体制の整備

---

## 第3章 業務継続のための執行体制の整備

### 1. 業務執行体制の整備

#### (1) 指揮命令系統の確立

災害発生時は参集状況によって、必ずしも決定権を有する職員が直ちに指揮できるとは限らない。村上市地域防災計画においては、災害対策本部での本部長の代理については表1のとおり職務を代理することとされている。

また、各本部員が不在又は事故あるときについても表2のとおり職務を代行するものとする。

表1 本部長代理の順位

本部長	第1順位	第2順位
市長	副市長	教育長

※村上市地域防災計画に記載

表2 各部の代行順位(災害対策本部各部での代行)

部名	第1順位 (部長)	第2順位 (副部長)
情報統括部	総務課長	企画戦略課長
市民部	市民課長	税務課長
福祉部	福祉課長	保健医療課長
経済部	農林水産課長	地域経済振興課長
建設部	建設課長	都市計画課長
上下水道部	上下水道課長	予め部長が 指名した者
消防部	消防長	消防本部次長

#### (2) 各課(局・室)での代行

常時優先業務を遂行するにあたり、責任者が不在の場合であっても適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部、各課(局・室)において、職務を代理するものを定めておく必要がある。

課長級が不在の場合、各部・各課(局・室)においての職務を代理するものは、それぞれにおいてあらかじめ定めるものとする。

第1順位を課長補佐級、第2順位を係長級、第3順位を主査級とするが、それぞれ複数名該当する場合は、役職順位を優先して選定しておくこととする。

## 2. 大規模地震災害時における参集及び体制

### (1) 職員参集指針

震度別による参集は自主的行われものとするが、一斉庁内放送、職員参集メール、電話等で連絡を行う。また勤務時間外での参集も同様であるが、各部局あらかじめ定めた緊急連絡網の活用も行う。自ら災害情報を収集し、非常配備の伝達が無い場合でも非常配備基準に従い参集する。

(職員初動マニュアルより抜粋)

居場所 行動順	勤務先	自宅又は外出先
1 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と市民等在庁者の安全確保</li> <li>・負傷者の救護</li> <li>・家族の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と市民等の安全確保</li> <li>・参集に支障のない範囲で周辺の被災状況を把握</li> <li>・家族の安否確認※</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常配備基準に応じた行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先へ参集し非常配備基準に応じて行動</li> <li>・勤務先へ参集できない場合は所属長へ連絡した後、最寄の支所へ参集し支部長の指示に従って行動</li> </ul>

※ 家族の安否確認に時間を要する場合は、まず行動順2「所属長への連絡」を優先する

### (2) 参集時の留意事項

- ・安全確保を第一に考える  
自分自身、家族、近隣住民等の安全確保を最優先に行動する。
- ・初期消火、人命救出に努める  
自分や周囲の安全確保を行った後は、出火防止・初期消火に努めるとともに、倒壊家屋からの人命の救出活動等を行う。
- ・参集時の携行品

服 装	携行品	
<input type="checkbox"/> 作業着	<input type="checkbox"/> 個人行動カード	<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> ヘルメット又は帽子	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 着替え
<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 身分証明書等	<input type="checkbox"/> 常用薬など
<input type="checkbox"/> 厚手の靴下	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 食料（1食分程度）
<input type="checkbox"/> 厚底の靴など	<input type="checkbox"/> 現金（小銭）	<input type="checkbox"/> 飲料水
	<input type="checkbox"/> ラジオ、懐中電灯、カメラ等	<input type="checkbox"/> 保険証

#### ・参集時の交通手段

最善の方法により出動する。なお、地震・津波災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用は極力控え、可能な場合は自転車やバイクを利用する。

### (3) 非常配備基準、配備体制及び配備人員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があるときは災害対策本部を設置する。災害対策本部配備基準、配備体制及び配備人員（再任用職員（会計年度任用職員を除く）を含む）は次表のとおりとし、配備基準を満たさない場合でも状況の悪化が明らかな場合は状況に即した体制をとる。また、災害地における災害応急対策のため必要に応じ災害現地に村上市現地災害対策本部を設置する。

(配備体制)

非常配備区分	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）					
注意配備 監視体制	1 市内で震度3の揺れを観測したとき 2 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 3 台風等の低気圧の影響を受けるおそれがあるとき 4 水位設定のある河川は水防団待機水位（レベル1水位）に達したとき。その他の河川は通報やパトロールなどにより判断したとき 5 その他市長が特に必要と認めたとき					
	配備体制					
		部	課	配備人員	主な任務	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	危機管理室 2名	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 必要に応じて今後の見通しを職員へ周知	各事務室	
	支部	地域振興課	総務管理室 数名	同上	各事務室	
	消防部	-	-	1) 村上市消防警防規程による	-	
その他	建設部 経済部、支部	課長及び 防災要員	1) 自宅待機等状況に即した監視体制をとる	-		
第1配備 (準備) 準備体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）					
	1 市内で震度3の揺れを観測した場合で情報総括部から招集の連絡があったとき 2 水位設定のある河川は「氾濫注意水位」（レベル2水位）到達が見込まれるとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）（警戒レベル2相当）に達することが流域雨量指数の予測値から見込まれるとき 3 津波注意報が発表されたとき（ただし、震源の近さ、津波到達予想時間や予想波高などによっては第2又は第3配備とする） 4 その他市長が特に必要と認めたとき					
	配備体制					
		部	課	配備人員	主な任務	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	課長・参事、 危機管理室 全員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 今後の見通しを職員へ周知 3) 被害状況等の取りまとめ 4) 関係機関等への連絡調整 5) 住民等からの照会に対する対応	各事務室	
	建設部	建設課 都市計画課	課長及び 防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 道路・土木施設に係る被害状況収集報告 3) 水防活動の実施（風水害の場合）	各事務室	
	経済部	農林水産課	課長及び防災 要員	1) 山地災害に係る巡視 2) 農林水産施設等の被害状況調査 3) 農林水産業の被害状況調査	各事務室	
	上下水道部	上下水道課	課長及び防災 要員	1) 給排水施設の管理及び運転	各事務室	
	支部 ※	地域振興課	課長及び防災 要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 被害状況等の取りまとめ・報告 3) 関係機関等への連絡調整 4) 住民等からの照会に対する対応 5) 公用車の管理 6) 施設開放を行う場合はその運営	各事務室	
	消防部	消防本部 消防署	課長（室長）以上 及び部長が 指名した職員 主幹以上	1) 村上市消防警防規程による	各事務室	
福祉部	施設担当部署	施設開放の 運営に必要な 人数	1) 施設開放を行う場合はその運営	開放する施設		

### 第3章 業務継続のための執行体制の整備

	施設開放 担当部署	施設所管課	施設開錠要員 及び施設開放 に必要な人数	1) 施設開放を行うときは施設の開錠及び点 検を行う	開放する施設	
※非常配備基準3の場合は朝日支所を除く						
第2 配備 (警戒)	非常配備基準 (各項目のいずれか1つ以上に該当するとき)					
	1 市内で震度4の揺れを観測したとき 2 水位設定のある河川は「氾濫注意水位」(レベル2水位)に到達し、水位がなお上昇傾向にあるとき。 その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」(黄)(警戒レベル2相当)に達し、流域雨量指数の予 測値がなお上昇傾向にあるとき 3 その他市長が特に必要と認めたとき					
	主な任務					
	災害警戒本部を設置し、災害応急対策に関係の部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し状 況により第3配備に直ちに切り替える体制とする。(全課共通)					
	配備体制					
		部	課	配備人員		配備・設置場所
		情報総括部	総務課	係長級以上及び危機管理室全職員		各事務室 必要に応じて大会 議室などで警戒本 部会議を行う
		福祉部	全課	管理職を含め職員の3割以上及び避難所運営要員		各事務室
		支部	地域振興課	支所長及び総務管理室全職員		各事務室
		その他	避難所施設を 所管する課	管理職を含め職員の3割以上(所属長の指名する職員)及び開設 見込みの指定避難所開錠要員		各事務室
	上記以外の課		管理職を含め職員の3割以上(所属長の指名する職員) なお、地震の場合施設所管課は施設点検を行うのに必要な 人数も考慮する		各事務室	

第3 配備 (非常)	非常配備基準 (各項目のいずれか1つ以上に該当するとき)					
	1 市内で震度5弱以上の揺れを観測したとき又は津波警報以上が発表されたとき(津波注意報の場合で あっても状況に応じて設置する)。 2 水位設定のある河川は「避難判断水位」(レベル3水位)に到達することが確実になったとき。その他 の河川は洪水警報の危険度分布が「警戒」(赤)(警戒レベル3相当)に到達することが流域雨量指数の 予測値の上昇傾向から確実になったとき 3 大雨特別警報が発表されたとき 4 土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断したとき 5 新潟県土砂災害警戒情報システム「スネークライン図」の3時間後予測がCL範囲内に入っているとき (資料7) 6 その他市長が特に必要と認めたとき					
	配備態勢					
		部	課	配備人員		配備・設置場所
		全部	全課	全職員		本庁大会議室 各支所会議室

(注) 流域雨量指数の予測値：防災情報提供システムからログインして確認する

#### (4) 発災時の対応

被害想定に合わせ、本計画では「冬の休日昼間12時」に発生した場合を想定し、「配備体制」に基づき、全職員が参集する災害対策本部体制となる。

なお、職員又はその家族が死傷する場合や休日であるため遠方へ旅行中の場合などが考えられ、参集できない者、参集が遅れる者が多数生じることが想定される。

**(5) 参集可能人数の算定**

災害時における交通機関の運行状況を路線ごとに詳細に想定することは困難なため、交通機関が全面ストップしていることを想定する。

より現実的な職員参集数の推計を行うためには、歩行距離だけでなく、参集困難者も考慮する必要がある。参集困難者とは、本人又は家族の死傷、自宅の被害、自宅近隣又は参集途中における救出・救助活動への従事等のため、参集場所に向かうことができない者とする。

また、休日であるため遠方へ旅行中であるなど、自宅以外の場所で被災する場合も考えられるため、下記のとおり参集困難者の人数を算定し、非常時優先業務遂行上に必要な人員の検討資料とした。

発災後日数	参集困難者の割合
発災当日	70%
発災3日目まで	40%
発災4日～7日目まで	20%
発災8日以降	5%

**(6) 課題**

非常時優先業務の順位付けにおいて優先度の高い業務について、必要な職員数及び各業務に精通した人材の不足が予想される。

**(7) 対策**

- ① 個々の職員への参集基準の周知、参集方法・経路の確認を行い、速やかに参集するための体制を整える。
- ② 非常時優先業務について、担当職員以外の者でも対応できるようマニュアルを整備する。
- ③ 災害時における嘱託職員、臨時職員の勤務体制の整備を行うとともに、従事内容についても予め定めておく。
- ④ 各部内の応援体制を整える。
- ⑤ 土木、建築等の技術系の専門職、また、保健師、看護師等の医療系の専門職等が不足する業務における部内、部間における応援体制を整える。
- ⑥ 非常時優先業務のうち、受援計画に定める受援対象業務については、人的支援の要請先として想定される関係団体との災害時の応援体制を整えておく。

---

# 第4章

## 業務継続のための 執行環境の整備

---

第4章 業務継続のための執行環境の整備

1. 市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

過去の地震災害において、被災した自治体では、地震による揺れや地盤の液状化により、庁舎等が被害を受けることで応急対策業務等に支障が生じたり、庁舎等が倒壊を免れても什器やコピー機等が倒壊・移動したりして、執務困難となった問題が指摘されている。

本市においては、防災拠点となりうる施設について概ね耐震化が進んでおり、本計画では市役所庁舎が使用不能となる想定はしていないが、想定を超える規模の地震が発生し、市役所庁舎が使用できなくなった場合の災害対策本部及び非常時優先業務の執務場所については、本市地域防災計画に定める代替庁舎検討用リスト（表1）に基づき検討する。

また、代替施設として考えられる施設においては、あらかじめ施設の耐震性能の確認だけでなく、代替施設へ移転し実際に活動するために必要な資源（非常用電源、通信機器の整備、水・食料・トイレ、事務機器類等）について事前に確認するとともに、必要な資源についてはその確保を図るため、代替施設の管理者と関係部局は連携し計画的な整備を推進する。

（災害対策本部（本庁）が被災し、使用できない場合の代替施設順位）

① 朝日支所庁舎	② 他の支所庁舎	③ 他の市施設	④ 県、国、他の自治体施設
----------	----------	---------	---------------

表1 代替庁舎検討用リスト

施設名	建築年 (耐震 対応済 みの場 合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の 可能性のある 災害(無 の場合○)	代替 庁舎 候補	
		津波	液状化	洪水	その他 (土砂災 害等)	非常用 発電機 /燃料	通信 機器	情報シス テム	水・食 料、トイ レ等	事務機器 ・備品			
消防本部	H5 ○	○	×	×	○	○軽油 (6h)	衛星携帯 無線 (同・移)	×	×	一部有	×	(地震)	
荒川支所	S56 ○	○	○	×	○	○軽油 (3h)	衛星携帯 無線 (同・移)	×	×	○	○		
神林支所	S60 ○	○	×	×	○	×	衛星携帯 無線 (同・移)	×	×	○	○		
朝日支所	S53 ○	○	○	○	○	○軽油 (10h)	衛星携帯 無線 (同・移)	×	×	○	○		○
山北支所	H24 ○	○	○	○	○	○	衛星携帯 無線 (同・移)	×	×	○	○		

※通常、災害対策本部は、市役所庁舎に設置することとする。

※基幹系システムは市庁舎の電算室内において、機器、回線等が故障もしくは電力供給出来ない場合は使用できない。

※事務機器類を使用するための非常用電源がないため、代替庁舎を設置する場合は発電機を調達する必要がある。

(1) 代替庁舎の特定

本庁・支所および消防本部においては、耐震化が終了しており、地震発生時においても使用可能であると想定するが、一部庁舎においては、液状化想定区域および浸水想定区域内に建設されており、災害の種類によっては使用できないことも想定される。

庁舎に設置することになっているが、地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もあるため、表1の「代替庁舎検討用リスト」に基づき検討する。

**(2) 課題**

代替庁舎とした場合、本庁にある情報資産の代替性、本庁と代替庁舎の地理的距離、事務スペース等が課題であるが、情報資産バックアップ体制、道路状況整備も含め今後の検討課題とする必要がある。

**(3) 対応**

情報資産のバックアップ通信ネットワークの冗長化を行い場所にとらわれない ICT-BPC の構築を行う。(詳細は後述)

代替庁舎に非常時の事務スペースが可能なように配備しておく。

どのような災害にも対応できるようにするため、本庁、代替庁舎間の道路状況を把握しておく。

**(4) 今後の取り組み**

- ・ 指揮命令系統の構築
  - 支所における指揮命令系統の周知 (地域防災計画)
  - 勤務時間外又は出張時の発災時に、災害対策本部員参集までの間の代行者を検討 (地域防災計画)
- ・ 職員等の安否確認・確認結果の一元管理の構築
  - 確実な職員等の連絡と集約結果を把握する体制の構築
  - 通信回線の遮断・輻輳時に備え、災害用伝言ダイヤルおよび災害用伝言板を活用・周知
- ・ 職員の家族の安否確認体制の構築
  - 家族間のメール、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法の利用ルールづくり・マニュアルの整備
  - 職員に代わって安否確認を行う体制の整備
- ・ 緊急初動要員の構築
  - 緊急初動職員の指名と初動体制の周知
- ・ 職員の登庁時における情報収集体制の構築
  - 初動期の情報不足を補完するため、参集中に職員が確認する情報を検討 (重要施設、主要幹線道路、橋梁など重要インフラの被害状況)
  - 初動期の情報収集のルールづくり・マニュアル/ハンドブックの見直し等
- ・ 関係機関との協力による情報収集体制の強化
  - 合同防災訓練、他機関主催の研修・訓練の参加
- ・ 報道・広報体制の強化
  - 災害対策本部での報道・広報対応を効果的に実施するため、災害対策本部、広報班、情報収集班等の連携強化
  - 効果的に報道・広報対応するためのルールづくり・マニュアルの整備
- ・ 健康管理・メンタルヘルス
  - メンタルヘルスのカウンセリングができる場所の設置を検討
  - メンタルヘルス系の産業医等との災害時における協力体制の構築

※情報システム・・・Jアラートや県情報通信ネットワークなど関係機関から情報伝達が可能なシステム

## 2. 電気・水・食料等の確保

災害時には、職員は帰宅せずに業務に従事することが予想されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

### (1) 非常用発電機能と燃料の確保

本市においては、市庁舎に非常用発電機能が備わっているが、代替庁舎候補においては、非常用電源設備が十分に整備されていない状況である。そのため、市庁舎が使用できなくなった場合、通信手段や情報システムの稼働等といった業務遂行に支障をきたすおそれがある。

したがって、災害時の電力確保のために、以下の対応を実施する。

#### (非常用発電 機能状況)

市役所庁舎	設置場所	庁舎北側駐車場
	燃料	軽油
	稼働時間	約4時間（燃料タンク容量：80ℓ）
	発電容量	48kW
	発電形式	ディーゼル
	現状と対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防法により、燃料備蓄量の追加は困難</li> <li>▶ 復旧拠点から、未復旧拠点への燃料融通の体制構築</li> <li>▶ 平時から燃料の調達先確保、運搬手段、給油方法について災害時協力事業所等との連携</li> </ul>

### (2) 水・食料等の備蓄

水	庁舎屋上高架水槽：7m <sup>3</sup> （1基）
---	-------------------------------

#### 【備蓄計画】

職員数：約1,200人分（正職員、会計年度任用職員、再任用職員等）

※全庁舎分 本庁舎・支所ごとに分散保管

●想定日数：3日分

重点備蓄品目	基準	品目	目標数量
食料	2食/人	アルファ化米等	7,200食
飲料水	2ℓ/人	保存水 500ml	7,200本
簡易トイレ	100人/基	組立式簡易トイレ	12基
	5回/人/日	凝固材等セット	18,000セット
女性用衛生用品	3枚/人	生理用品	500枚

### 3. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時には、職員は帰宅せずに業務に従事することが予想されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

#### (1) 現時点の状況

通信手段	整備状況
① 災害時優先電話	固定電話 91回線 携帯電話 24台
② 衛星携帯電話	7台（消防本部2台、本庁・支所 各1台）
③ 防災行政無線（同報系）	57基（アンサーバック機能有り）
④ 防災行政無線（移動系）	237回線
⑤ 特設公衆電話	21箇所（避難所に設置）

#### (2) 課題

一般電話や携帯電話については、発災後しばらくは輻輳によりつながりにくい状況が発生し、特に発災直後は安否確認等により非常につながりにくくなることが予想される。市では災害時優先電話を設定しているが、機構改革や電話の移動等により優先電話回線の所在が不明確になっている。

防災行政無線（同報系）のアンサーバック機能が付いている屋外拡声子局から市役所へ通話が可能だが、アンサーバック機能について周知されていないため、使用できる人が限られている。

また、防災行政無線（移動系）については、市内全域で一斉に使用することで、混線することが予想される。

#### (3) 対応

- ① 災害時優先電話の再設定について、事業者と協議を行う。
- ② 移動系無線のデジタル化による旧市町村単位の通信等について検討を行う。
- ③ 防災行政無線（同報系）アンサーバック機能について、有事の際に使用できるよう、消防団や区の役員等に説明やマニュアルの配布を行う。

### 4. 重要な行政データのバックアップ

災害時における初動業務の開始が即時に行えるよう、重要システム等の被災を最小限に止めるとともに、速やかに復旧するため本市における重要情報の保管及びバックアップは次のとおり行う。

なお、より効果的なバックアップについて恒常的に調査・検討を行うものとする。

#### (1) ICT(情報システム)の常時対策

ICTを所管する各所属は、平時から発災時の業務継続を考慮して、システム・データのバックアップや各ICTの復旧手順の整備など、必要な対策を講じておく。

《現状》

住民基本台帳、国民健康保険、税、福祉情報などのデータを扱う基幹系の情報システムは、システム及びデータの保全を目的として、震度7の耐震性を有するデータセンターに設置しており、さらにデータのうち特に重要なデータについては、同時被災の可能性が少ない遠隔地でバックアップしている。

《各所属の対策》

データセンターに設置していない情報システム、各所属で独自システムがある場合は、平時から発災時を想定したシステム保全・復旧体制及びデータのバックアップ体制等を整えておく。

#### (2) ICTの復旧

情報統括部総務課は、発災後速やかにICTの被害状況を調査し、異常が見られた場合は、ICTを所管する各所属及び必要に応じ全庁へ周知する。

復旧作業は、関係所属及び保守事業者等と共に実施し、ICTの3日以内の復旧を目標とする。

---

# 第5章

## 計画の対象とする 非常時優先業務

---

## 第5章 計画の対象とする非常時優先業務

### 1. 非常時優先業務の選定

市は、地震発生後直ちに災害対策本部を設置し、市民の生命財産を守るために地域防災計画に定める応急対策業務を早急に実施しなければならない。一方、大規模災害が発生した場合においても、行政機能低下の時間・期間を最小限とし行政が機能不全とならないよう、必要となる通常業務の継続又は早期回復も重要な課題である。

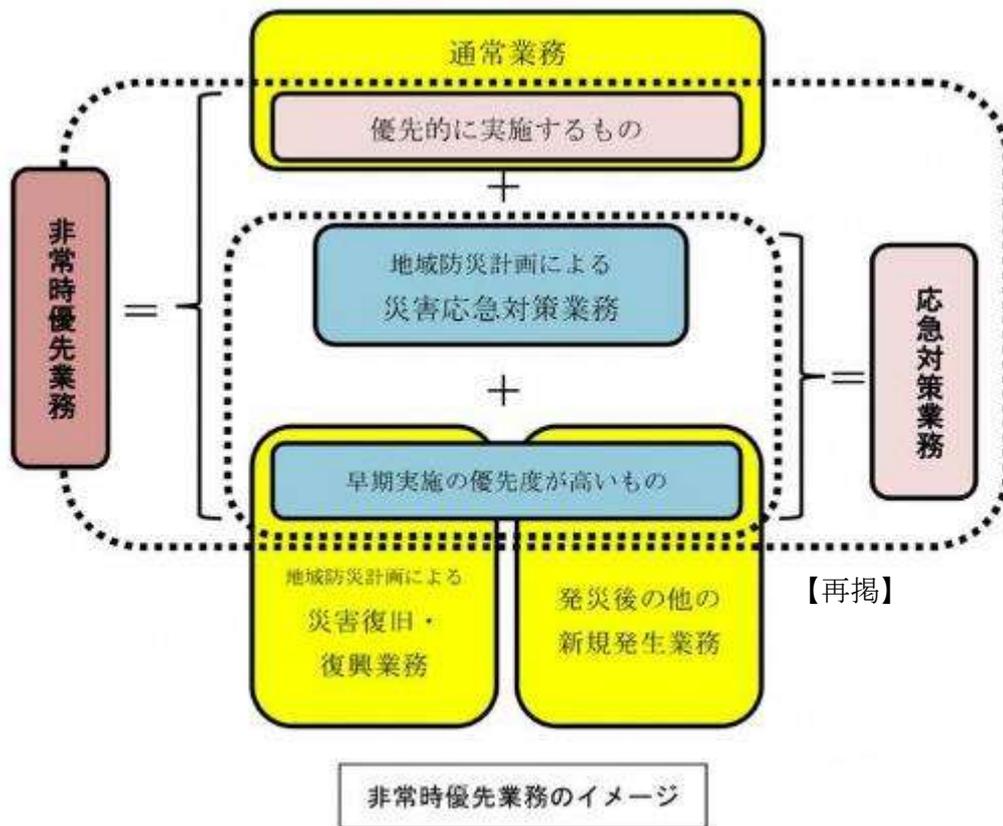
このため、その緊急性と重要性を評価した上で災害時に優先的に行わなければならない応急対策業務と通常業務について、次に示す(1)応急対策業務、及び(2)優先通常業務を「非常時優先業務」と位置づける。

**(1) 応急対策業務**

村上市地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部の所掌事務を「応急対策業務」とする。

**(2) 非常時優先業務**

事務分掌で定める各課（局・室）の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命・生活・財産ならびに社会経済活動を守り、市役所の基幹的な組織機能を維持する観点から評価をし、業務継続の優先度が高い通常業務を「非常時優先業務」とする。



## 2. 非常時優先業務の実施方針

### (1) 市民の生命を守る業務を最優先で実施

発災直後の職員や資機材等の資源が不足する状況において、発生する災害対応の業務量は膨大となり、発災直後にすべての災害応急業務を一斉に開始することは困難となることから、救命救急活動や避難所開設等の市民の生命・生活に関わる業務を最優先で実施する。

なお、生活相談窓口の設置や被災証明書の発行等、生活再建支援業務はその後において順次実施する。

### (2) ライフライン維持のための業務は災害時でも継続

市民生活に直結するライフラインは、その機能維持及び早期復旧に努める。

また、被災後、市民が事業の再開に向けて速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や幼保施設等の環境整備も重要である。このような復旧に向けた市民活動と綿密な関係にある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、学校等の教育環境の早期復旧と再開を目指す。

### (3) 通常業務については可能な限り停止又は縮小

発災直後に生じる膨大な災害対応を迅速かつ的確に実施するため、通常業務については、優先度に応じ停止又は縮小する。また、イベント、会議等は原則として中止・延期する。

その他、市の公共施設は、避難所等の応急対策業務として使用する場合以外の一般利用を休止する。

### (4) 業務遂行に必要な資源は、選択と集中により配分

災害時には資源調達が制約されるため、非常時優先業務を行う上で必要となる燃料や公用車等の資源について、各対策部が要求する数量の調達ができないことが想定される。そのことから、非常時優先業務の中でも特に重要となる「市民の生命を守る業務」や「ライフライン維持のための業務」を優先し、効果的に配分する。

## 3. 非常時優先業務選定の基準

### (1) 非常時優先業務の選定

災害発生時における応急対策業務や、通常業務であっても想定地震が発生した場合に各業務が中断・遅延した場合の影響を考慮して、早期に優先的に実施すべき通常業務を「非常時優先業務」(別紙)として発災後の時間帯別に選定する。

発災時は通常業務を一旦停止し、救出・救助、消火、医療救護等市民の生命、生活及び財産に関わる業務を最優先に取り組むこととするが、併せて最優先に実施しなければならない通常業務を選定し継続することとし、3日から14日間は職員の体制構築の拡大とともに非常時優先業務の応急対策の実施を拡大する。

それ以降は、災害対策本部の動員体制(当初想定:第3配備体制)の縮小等を考慮しながら、非常時優先業務継続の支障とならない範囲で通常業務を拡大し復旧期として実施していくものとする。

### (2) 非常時優先業務の選定対象期間の設定

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間であることから、職員の参集状況の全容把握が一定可能となり、かつ応急業務が軌道に乗ると想定される1か月以内を、非常時優先業務の選定対象期間として設定する。

非常時優先業務の実施目標時間を検討する際に5つの区分に分け、各業務開始目標時間別の該当業務の考え方の目安は下図のとおりとする。

また、非常時優先業務のうち、優先すべき通常業務の区分は、優先度を示すこととし、下記の5つに区分し、本計画においては「優先度S~D」までの業務を示すこととする。

業務継続計画における非常時優先業務選定基準表

区分	業務開始 目標時間	選定基準	優先度
初動期	① 発災直後 ～3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、安全を確保するための緊急度の高い業務</li> <li>避難所の開設、運営に係る業務</li> <li>市役所機能の維持、復旧に係る業務</li> <li>限られた資源の中にあっても優先的に対策を講ずるべき業務</li> </ul>	S
	② 24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた資源の中にあっても優先的に対策を講ずるべき業務</li> </ul>	A
	③ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に着手しないと市民生活や地域社会、社会経済活動等に相当の影響を与えるため、限られた資源の中にあっても早期に対策を講ずるべき業務</li> </ul>	B
応急期	④ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の生活再建に係る業務</li> <li>産業の復旧・復興に係る業務</li> <li>教育再開に係る業務</li> <li>優先度の比較的高い業務</li> </ul>	C
復旧期	⑤ 1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後、早急に実施しなくても市民生活や地域社会に影響を与えないと見込まれる業務</li> </ul>	D
休止		<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧が完了するまで、当面の間実施しなくても市民生活に影響を与えないと見込まれる業務</li> </ul>	休止

※発災直後（概ね1時間）において、初動体制確立のうち災害対策本部の設置及び被災状況の把握については、部局にかかわらず参集した職員が行い、情報総括部に引き継ぐ

※各対策部・所属ごとの業務についても、発災直後から所属職員が参集するまでの一定期間は、部局にかかわらず参集した職員が行い、所属へ引き継ぐ

## 4. 応急対策業務

村上市地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部の所掌事務を「応急対策業務」とする。

(職員応急対策マニュアルより抜粋)

### 0 各部共通

災害対応業務	中心 [担当課] [担当室 (係)] (連携部)
0 施設の被災状況確認	施設所管課
<input type="checkbox"/> 所管する施設の点検を行い、危険な施設は所要の対策を行う <input type="checkbox"/> 学校施設など施設において避難者が参集している場合は、災害対策本部事務局へ連絡するとともに、安全を確認したうえで、避難者を一時的に受け入れる	

### 1 情報総括部

災害対応業務	中心 [担当課] [担当室 (係)] (連携部)
0 【執務時間外の場合】参集状況の把握	[総務課] [危機管理室] (支部)
<input type="checkbox"/> 参集職員は、総務課事務室に登庁する <input type="checkbox"/> 職員の参集状況を把握しつつ、参集してきた職員に当初の任務を付与する	
1 来庁者及び職員の安全確保	[総務課] [総務管理室]
<input type="checkbox"/> 庁内放送により来庁者及び職員の安全確保を促す (放送文案) 「只今、庁舎において強い揺れを感じました。 職員の指示に従い、落ち着いて行動されるようお願いいたします。 職員は直ちに来庁者の安全確保及び施設の安全確認を行ってください。繰り返します・・・」 <input type="checkbox"/> 庁舎に危険がある場合は、来庁者を安全な場所に避難誘導を行うとともに、職員に伝達する (放送文案) 「ただいま、庁内において強い揺れを感じました (先ほど強い地震がありました) 庁内にいるお客様は、職員の指示に従い、外へ避難してください。 落ち着いて行動してください。職員は迅速に誘導してください。繰り返します・・・」 <input type="checkbox"/> 庁舎へ避難してきた住民の把握・保護	
2 庁舎・設備等ライフラインの確認	[総務課] [総務管理室]
<input type="checkbox"/> 庁舎建物・設備などの点検を速やかに実施し、被害のある場合は応急対策を実施する <input type="checkbox"/> 庁舎の被害状況について、迅速に災害対策本部等に連絡する <<各施設の点検項目>> <input type="checkbox"/> 庁舎が利用可能か <input type="checkbox"/> 電気設備、電話回線、放送設備、給排水・衛生設備、ガス設備、冷暖房・通風設備、ボイラー設備、エレベーター設備、各施設のドア・ガラス等各設備、建物外装及び付帯施設・設備 <<応急対策>> <input type="checkbox"/> 停電の場合：電源の確保を行う <input type="checkbox"/> 水道使用不可の場合：飲料水の確保の措置を行う <input type="checkbox"/> 電話回線使用不可の場合：NTT (113) に至急修理を依頼する	
3 情報・通信機器の確認	[総務課] [情報管理室]
<input type="checkbox"/> 通信機器の被害状況の把握 (電気、電話交換設備等の通信手段の被害、代替設備の作動状況確認) <input type="checkbox"/> 情報通信機器の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 情報管理機器の維持管理、データ管理	

第5章 計画の対象とする非常時優先業務

4 防災気象情報、被害情報等の収集伝達 [総務課] [危機管理室] 〈消防部・建設部〉		
<input type="checkbox"/> 各種情報（防災気象情報、住民からの情報等）の入手整理、被害状況等の把握 <input type="checkbox"/> 各部において人員が不足する業務の把握及び再配置の検討 <input type="checkbox"/> 通信手段を確保し必要に応じ関係機関へ伝達する		
5 被害情報集約 [企画戦略課] [企画政策室]		
<input type="checkbox"/> 各部の情報収集、職員の参集報告書（様式1）及び対応記録票（様式3）から被害情報を収集する <input type="checkbox"/> 職員の参集報告書及び対応記録表からの情報は、各部取りまとめのうえ情報総括部へ提供する <input type="checkbox"/> 主な情報収集先 <b>【ライフライン関連】</b>		
項目	被害情報掌握機関	情報収集担当
道路・橋梁・砂防・河川・港湾・海岸	村上市、羽越河川国道事務所、新潟国道事務所、新潟県村上地域振興局地域整備部	建設課
医療機関	新潟県村上地域振興局健康福祉部	保健医療課
電気施設	東北電力ネットワーク(株)村上電力センター	企画戦略課
電気通信設備	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)	
ガス施設	新発田ガス(株)村上支店	
公共交通等	東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東日本高速道路(株)、村上警察署	
危険物施設	施設管理者	消防本部
漁港	新潟県村上地域振興局農林振興部	農林水産課
上水道・下水道	村上市	上下水道課
<b>【一般被害関連】</b>		
項目	調査対象	情報収集担当
人的被害	救急搬送者	消防本部
	死者・行方不明者	
	通院、病院搬入者	
	要配慮者	介護高齢課等福祉部
	被災者（避難所避難者等及び自治会聞取りによる集計）	
被害住宅	一般住宅	税務課等
	公営住宅	都市計画課
農畜産被害	農地、農作物、家畜、農業用施設	農林水産課
林業・治山施設被害	林道、立木、治山施設	
水産被害	船舶、水産用施設	
衛生施設被害	ごみ処理施設、葬祭場他	環境課
商工観光施設被害	商工労働施設、観光施設	地域経済振興課、観光課
文教施設被害	小学校、中学校、高等学校及びその他学校等教育施設	学校教育課
社会教育施設被害	社会教育施設	生涯学習課
社会福祉施設被害	保育所、老人福祉施設	こども課、介護高齢課、福祉課

6 情報共有	〔企画戦略課〕 〔企画政策室〕 〈支部〉
<input type="checkbox"/> 情報を集約し、一元管理を行う <input type="checkbox"/> 常に最新情報を庁内LAN及び災害対策本部等室内のホワイトボードに掲載（様式4）し、情報共有を図る	
7 災害対策本部等の設置・事務局の運営	〔総務課〕 〔危機管理室〕
<input type="checkbox"/> 非常配備基準に従って災害対策本部等の設置を検討・具申する <input type="checkbox"/> 非常配備基準に従って職員に非常配備の伝達を行う <input type="checkbox"/> 本庁舎が被災等により使用不可の場合は、代替施設に災害対策本部等を設営する <input type="checkbox"/> 災害対策本部を設置したとき（廃止を含む）は、防災関係機関（県危機対策課、県村上地域振興局、市防災会議委員）に連絡する <input type="checkbox"/> 災害対策本部等会議を行う <input type="checkbox"/> 災害対策等本会議で協議決定した事項について、職員及び各関係機関に連絡する（警察、県、国、指定公共機関等連絡先） <input type="checkbox"/> 市議会との連絡調整 ≪災害対策本部等の設置≫ <input type="checkbox"/> 災害対策本部等設置場所の確保 <input type="checkbox"/> 通信設備、テレビ、ラジオ、パソコン等情報機器などの機材の準備 <input type="checkbox"/> 住宅地図、管内図、掲示板、ホワイトボードの準備 <input type="checkbox"/> 被害状況報告など書式類の準備 <input type="checkbox"/> 防災関係機関の名簿の準備 <input type="checkbox"/> 「災害対策本部」の標識の設置（災害対策本部の場合） <input type="checkbox"/> その他災害対策本部等の運営に必要な資機材の準備 ≪主な報告・協議事項≫ <input type="checkbox"/> 各部の初動報告 ・参集職員状況及び初動活動内容 <input type="checkbox"/> 避難誘導及び住民の避難行動 ・庁舎内避難誘導 ・住民の避難行動状況 ・避難情報発令及び避難所開設 ・避難誘導・捜索に関すること <input type="checkbox"/> 緊急輸送路の確保（通行不能道路の有無）等道路啓開状況 <input type="checkbox"/> 各部からの被害報告及び市施設の復旧見込み <input type="checkbox"/> 被害状況及び復旧見通しの即報 <input type="checkbox"/> 行方不明者・負傷者の救助対策 <input type="checkbox"/> 応援要請 <input type="checkbox"/> 災害救助法等の適用要請	
8 広報・避難誘導	〔総務課〕 〔危機管理室〕 〈消防部・消防団〉 〈警察〉
<input type="checkbox"/> 気象情報、災害の前兆現象、消防本部・警察・各部から収集した状況を把握し、避難情報の発令（発報）の要否について本部長に具申する <input type="checkbox"/> 避難情報の発令を決定した場合は、同報無線（一括放送）、緊急エリアメール、Lアラート、防災メール、Yahoo!防災速報、市ホームページ及びSNSで市民に周知し、関係機関及び庁内に報告する <input type="checkbox"/> 避難情報を発令する場合は避難所の開設について福祉部と連携し、速やかに受け入れ体制を整える	
9 県等との情報共有	〔総務課〕 〔危機管理室〕
<input type="checkbox"/> 被害状況及び緊急輸送路の確保等必要な情報の共有を図る	
10 災害時の記録、撮影及び広報	〔企画戦略課〕 〔企画政策室〕
<input type="checkbox"/> 最新情報を災害策本部等のホワイトボードから入手する <input type="checkbox"/> 災害対策本部等の活動記録、被害状況、応急対策活動等について、写真撮影による記録を行う <input type="checkbox"/> 新聞等報道資料を収集し、記録を整理する <input type="checkbox"/> 市ホームページ、SNSを通じて災害広報を実施する	

## 第5章 計画の対象とする非常時優先業務

1 1 公用車の集中管理、自動車の借上げ	[総務課] [総務管理室] 〈支部〉
<input type="checkbox"/> 使用可能な市有車両を確保する <input type="checkbox"/> 市有車両が不足する場合は、民間からの借上により確保する <input type="checkbox"/> 緊急通行車両確認証明書、標章の車両への備え付けを行う	
1 2 災害対策従事者名簿の作成	[総務課] [人事管理室] 〈支部〉
<input type="checkbox"/> 参集状況報告書(様式2)に基づき、災害対策従事者の名簿を作成し、災害対策本部等に報告する <input type="checkbox"/> 被災職員の把握(家族が被災した職員についても把握する)	
1 3 外国人の安全確保	[企画戦略課] [企画政策室]
<input type="checkbox"/> 国際交流関係団体の協力を得て、被災した外国人等の把握に努める <input type="checkbox"/> 外国人への情報提供(国際交流協会や語学ボランティアとの連携) <input type="checkbox"/> 語学ボランティアの受け入れ態勢を村上市社会福祉協議会と連携して確立する	
1 4 報道機関との連絡調整	[企画戦略課] [企画政策室]
<input type="checkbox"/> 最新情報を収集整理し、プレスリリース内容の確定を行い報道対応に当たる <input type="checkbox"/> マスコミ対応専用電話番号を設定する(各部で受けるマスコミ取材は当該電話番号へ誘導する) <input type="checkbox"/> 報道機関への広報要請を実施する	
1 5 応援要請	[総務課] [危機管理室]
<input type="checkbox"/> 本部長が人員、物資等に不足があり、市だけでは対応不可能と判断した場合は、直ちに文書(緊急時には電話)により応援要請を行う ※要請先: 県、自衛隊、近隣市町、協定締結市町村等 <input type="checkbox"/> 避難誘導や被災者の捜索が必要な場合は消防部(消防団)、警察、自衛隊等に協力要請を行う	
1 6 受援体制	[総務課] [人事管理室]
<input type="checkbox"/> 自治体からの職員派遣等災害支援の受援体制を確立する	
1 7 市議会への連絡	[議会事務局]
<input type="checkbox"/> 非常配備体制を市議会へ連絡する	

## 2 市民部

災害対応業務	中心 [担当課] [担当室(係)] 〈連携部〉
1 被災者名簿	[税務課] [資産税室]
<input type="checkbox"/> 被災者支援システムの立ち上げ <input type="checkbox"/> 被災者名簿(被災者台帳)の作成	
2 自治会等との連絡調整	[市民課] [自治振興室]
<input type="checkbox"/> 自治会から避難状況及び被害状況の聞き取り(要配慮者を含む) <input type="checkbox"/> 自治会、自主防災組織等との連絡調整	
3 被災家屋等の被害調査	[税務課] [資産税室]
<input type="checkbox"/> 被害調査班の編成(人員が不足する場合は県等へ協力要請する)	
4 被災者相談	[市民課] [生活人権室] 〈福祉部〉
<input type="checkbox"/> 安否問い合わせ対応	
5 死者・行方不明者名簿作成	[市民課] [市民年金室] 〈消防部〉
<input type="checkbox"/> 被害情報を収集し対象者名簿を作成する	
6 緊急交通(輸送路)路の確保	[市民課] [生活人権室] 〈建設部・情報総括部〉
<input type="checkbox"/> 警察と協議し緊急輸送路を確保する(交通規制の実施) <input type="checkbox"/> 交通の安全確保及び緊急輸送の実施と記録(建設部及び情報総括部と連携)	

7	救援物資の調達・受領	[市民課] [生活人権室] (福祉部) (情報総括部)
	<input type="checkbox"/> 避難所への物資搬送 <input type="checkbox"/> 被災状況等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定する <input type="checkbox"/> 不足する物資(生活必需品等)を把握し情報総括部へ調達を依頼する	
8	仮設トイレ	[環境課] [生活環境室]
	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ等必要資機材の調達、設置	
9	廃棄物処理計画	[環境課] [生活環境室]
	<input type="checkbox"/> ごみ処理対策実施計画書の策定 <input type="checkbox"/> し尿処理対策実施計画書の策定 <input type="checkbox"/> 災害がれきり処理実施計画書の策定 <input type="checkbox"/> 避難所のごみ収集	
10	災害活動に関する会計事務に関すること	[会計課]
	<input type="checkbox"/> 指定金融機関等の被害調査 <input type="checkbox"/> 緊急支払対応準備	
11	義援金受入の検討	[会計課]
	<input type="checkbox"/> 義援金受入の検討(専用口座開設準備、広報、受け入れ態勢準備)	

### 3 福祉部

災害対応業務		中心 [担当課] [担当室(係)] (連携部)
1	保育児童の安全確保等	[こども課] [子育て支援室]
	<input type="checkbox"/> 保育児童の安全確保 <input type="checkbox"/> 保育児童の帰宅等の措置	
2	社会福祉施設利用者の安全確保等	[福祉課] [介護高齢課] [こども課]
	<input type="checkbox"/> 施設利用者の避難、保護	
3	被害状況把握	[福祉課] ほか施設を所管する課
	<input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況把握 <input type="checkbox"/> 施設復旧見込みの把握	
4	施設運営	[こども課] ほか施設を所管する課
	<input type="checkbox"/> 保育園休園、社会福祉施設利用休止措置の検討 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の代替措置の検討	
5	避難所運営	[福祉課] [福祉政策室]
	<input type="checkbox"/> 施設の安全確認(施設開錠要員から情報収集) <input type="checkbox"/> 避難所開設及び状況報告 <input type="checkbox"/> 福祉避難所が必要な場合の調整及び移動手手段の確保	
6	救護所の設置、救護活動支援	[保健医療課] [健康支援室] (消防部)
	<input type="checkbox"/> 応急救護の需要把握・実施 <input type="checkbox"/> 救護所の設置・運営 <input type="checkbox"/> 医療救護班の受入れと活動支援 <input type="checkbox"/> 村上・岩船地域災害医療コーディネーターチームと災害時医療の調整	
7	要配慮者対策	[介護高齢課] [高齢者支援室]
	<input type="checkbox"/> 安否不明要配慮者の確認・対応	
8	ボランティア受入	[福祉課] [総合相談係] (情報総括部)
	<input type="checkbox"/> 村上社会福祉協議会と調整を取りボランティア受け入れ態勢の検討を行う	

## 第5章 計画の対象とする非常時優先業務

9 生徒等の安全確保	[学校教育課] [教育総務室]
<input type="checkbox"/> 学校生徒教員の安全確保（安否確認）、保護者との連絡調整 <input type="checkbox"/> 社会教育施設利用者の安全確保	
10 施設被害調査	[学校教育課] [学校施設係] [生涯学習課] [スポーツ推進室]
<input type="checkbox"/> 学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設 <input type="checkbox"/> 建設業協会、民間建設事業者等との連携、緊急対応依頼及び応急対策用資機材の確保（調達） <input type="checkbox"/> 復旧見込みの把握	
11 学校運営	[学校教育課] [教育総務室]
<input type="checkbox"/> 休校措置の検討（学区被災状況、施設被災状況、避難所、災害ごみ集積所等使用状況による）	

### 4 経済部

災害対応業務	中心 [担当課] [担当室 (係)] <連携部>
1 観光客等の安全確保	[観光課] [観光交流室]
<input type="checkbox"/> 関連施設の負傷者把握 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策の実施	
2 農業施設・林道等被害状況調査及び緊急対応	[農林水産課] [林業水産振興室]
<input type="checkbox"/> パトロールによる被災状況把握 <input type="checkbox"/> 農業施設の被災状況収集 <input type="checkbox"/> 緊急対応策の実施及び復旧見込みの把握	
3 農林水産業被害調査	[農林水産課] [林業水産振興室]
<input type="checkbox"/> 農林水産業の被害情報収集（民間） <input type="checkbox"/> 漁港被害情報収集	
4 商工労働施設、観光施設の被害調査及び緊急対応	[地域経済振興課] [観光課]
<input type="checkbox"/> 所管施設の被害調査 <input type="checkbox"/> 商工労働施設、観光施設の被害調査（民間施設） <input type="checkbox"/> 関連施設の負傷者把握	

### 5 建設部

災害対応業務	中心 [担当課] [担当室 (係)] <連携部>
1 公営住宅入居者の安全確保等	[都市計画課] [建築住宅室]
<input type="checkbox"/> 公営住宅の被害状況及び入居者等の状況の確認及び入居者の安全確保	
2 災害情報収集	[建設課] [管理室] <情報総括部・消防部>
<input type="checkbox"/> 河川の水位、雨量の情報収集 <input type="checkbox"/> 水防計画に基づく非常監視及び警戒	
3 インフラ施設被害情報収集	[建設課] [管理室]
<input type="checkbox"/> 国県市道等被害状況 <input type="checkbox"/> 港湾施設被害状況 <input type="checkbox"/> 河川被害状況	
4 道路の緊急点検及び緊急対応、緊急輸送路の確保	[建設課] [整備室] <市民部・情報総括部>
<input type="checkbox"/> パトロールによる被災状況把握 <input type="checkbox"/> 道路の緊急措置実施箇所（緊急交通（輸送路）路の確保のため、緊急復旧作業が必要な箇所を決定し、復旧のための作業量や対応方法等を決定する） <input type="checkbox"/> 建設業協会、民間建設事業者等との連携、緊急対応依頼及び応急対策用資機材の確保（調達） <input type="checkbox"/> 復旧見込みの把握	

5	水防作業の実施	[建設課] [整備室] <消防部・消防団>
<input type="checkbox"/>	必要に応じ水防作業を実施	
6	応急危険度判定調査	[都市計画課] [建築住宅室]
<input type="checkbox"/>	調査班の編成検討（人員が不足する場合は県等へ協力要請する）	

## 6 上下水道部

<b>災害対応業務</b>		中心 [担当課] [担当室(係)] <連携部>
1	上水道施設の確認	[上下水道課] [工事管理室]
<input type="checkbox"/>	送・配・導水管路等の被害状況の把握	
<input type="checkbox"/>	断水地域、断水戸数の把握	
<input type="checkbox"/>	村上管工事業協同組合、民間建設事業者等との連携、緊急対応依頼及び応急対策用資機材の確保（調達）	
<input type="checkbox"/>	復旧見込みの把握	
2	下水道施設の確認	[上下水道課] [工事管理室]
<input type="checkbox"/>	幹線管渠の流下状況、区域内の管渠及びマンホール等工作物の被害状況の把握	
<input type="checkbox"/>	使用不可地域、使用不可戸数の把握	
<input type="checkbox"/>	建設業協会、民間建設事業者等との連携、緊急対応依頼及び応急対策用資機材の確保（調達）	
<input type="checkbox"/>	復旧見込みの把握	
3	利用者への広報	[上下水道課] [業務室・経営企画室] <情報総括部>
<input type="checkbox"/>	上水道断水、下水道使用不可地域住民への広報	
4	応急給水	[上下水道課] [業務室・経営企画室]
<input type="checkbox"/>	応急給水体制の編成	
<input type="checkbox"/>	飲料水の確保及び応急給水の実施	
5	給水設備被害調査及び給水応援依頼	[上下水道課] [工事管理室]
<input type="checkbox"/>	（公）日本水道協会への協力依頼の検討	

## 7 支部

災害対応業務		中心〔担当課〕	〔担当室(係)〕	〈連携部〉
1	来庁者及び職員の安全確保		〔地域振興課〕	〔総務管理室〕
	<input type="checkbox"/> 情報総括部1と同じ			
2	庁舎・設備等ライフラインの確認		〔地域振興課〕	〔総務管理室〕
	<input type="checkbox"/> 情報総括部2と同じ			
3	情報・通信機器の確認		〔地域振興課〕	〔総務管理室〕
	<input type="checkbox"/> 情報総括部3と同じ			
4	防災気象情報、被害情報等の収集伝達	〔地域振興課〕	〔総務管理室〕	〈情報総括部〉
	<input type="checkbox"/> 各種情報（防災気象情報、住民からの情報等）の入手整理、被害状況等の把握			
	<input type="checkbox"/> 通信手段を確保し、報告する情報に対応した部へ伝達する			
	<input type="checkbox"/> 人員が不足する場合は対応する業務を総括する部長に報告する（部長は状況を取りまとめるうえ情報総括部へ報告する）			
5	自治会等との連絡調整		〔地域振興課〕	〔総務管理室〕
	<input type="checkbox"/> 福祉部8と同じ			
6	広報活動		〔地域振興課〕	〔総務管理室〕
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて防災行政無線（同報無線）の告知端末等による情報補完を行う			
7	被害調査及び報告		〔産業建設課〕	ほか施設を所管する課
	<input type="checkbox"/> 所管施設の被害調査及び本部担当部長への報告			
8	避難所運営	〔地域振興課〕	〔地域福祉室〕	〈福祉部〉
	<input type="checkbox"/> 施設の安全確認（施設開錠要員から情報収集）			
	<input type="checkbox"/> 避難所開設及び状況報告			
	<input type="checkbox"/> 福祉避難所が必要な場合の調整及び移動手段的確保（福祉部へ依頼）			
	<input type="checkbox"/> 必要物資の搬送依頼（市民部へ依頼）			
9	要配慮者対策	〔地域振興課〕	〔地域福祉室〕	〈福祉部〉
	<input type="checkbox"/> 福祉部7と同じ			

## 5. 非常時優先業務

事務分掌で定める各課（局・室）の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命・生活・財産ならびに社会経済活動を守り、市役所の基幹的な組織機能を維持する観点から評価をし、業務継続の優先度が高い業務を「非常時優先業務」とする。

非常時優先業務・・・資料編のとおり

---

# 第6章

## 感染症拡大防止対策に 係る業務継続

---

## 第6章 感染症拡大防止対策に係る業務継続

### 1. 感染症対策

以下の点について事前に備えておき、時機を逃さずに実施することで、職場内の感染拡大を予防し、業務継続への影響を最小限にとどめる。

- ① 感染症対策は、総務課及び保健医療課を主として、保健所と連携し、本市における状況把握と対策の実施に努める。
- ② 本市における感染症への対策等は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて設置する対策本部会議により決定し、実施するものとするが、緊急事態により対策本部が開催できない場合は、本部長が決定し実施する。
- ③ 感染症対策本部は、総務課及び保健医療課を事務局として、保健所等と連携し、県内における状況と対策等について情報収集を行い、庁内の情報共有を図り、本市における対策の実施に努める。
- ④ 感染症対策本部員は、次のとおりとする。  
本部長・・・市長  
副本部長・・・副市長、教育長  
本部員・・・庁議メンバー  
※なお、本部長が不在の場合は、副本部長を代理とし、各本部員が不在の場合は、各課の課長補佐等による代理を第2順位まで選出する。

### 2. 勤務体制

国による緊急事態宣言発令や、通勤などに対する移動制限等が行われる状況に対応するため、あらかじめ下記の勤務体制に必要な事項を検討する。

#### (1) 交替勤務

- ① 各所属で、2班の交替勤務体制でも可能な範囲で優先して継続すべき業務を選定しておく。
- ② 2班体制をとることが困難な場合は、職員同士の接触を極力回避する等対策を検討しておく。
- ③ 交替勤務期間中は原則として、公私を問わず別の班との接触を徹底して回避する。
- ④ 実施にあたっては、誰から誰にどのように申し送り事項を伝えるのか、あらかじめ決めておく。
- ⑤ 対策本部員については、その職務代行者を別の班に配置し、均等に分かれるよう留意する。

#### (2) 感染予防勤務体制の整備

必要に応じ時差出勤、テレワークなどの活用により感染拡大防止を図る。

### 3. フォロー体制

職場において感染者の発生や濃厚接触者の指定により人員が不足し、業務の遂行が難しい状況になった場合や部署閉鎖等の対応が必要になった場合などは全庁的に対応し、必要な業務の継続を図る。

- ① 濃厚接触者（ウイルスの特性によって異なる）に指定された職員は、管轄保健所の指導により出勤を停止し、健康観察を実施する。
- ② 感染症拡大防止に必要な範囲で徹底した消毒作業を実施し、その他の場所についても、コピー機やトイレ、電気のスイッチなどの個別消毒について再度徹底を図る。
- ③ 電話対応や、軽微な事務処理など、必要最低限の業務については、あらかじめ対応が可能な当該部署経験者のリストを作成しておくとともに、当該経験者等を配置し対応する。
- ④ 災害など、個人の配置で処理できない緊急事態については、代替部局を指定し対応する。

---

# 第7章

## 継続的な改善への 取り組み

---

## 第7章 継続的な改善への取り組み

### 1. 計画の推進

業務継続計画策定や維持・更新、業務継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動は、業務継続マネジメント（Business Continuity Management、以下BCMという。）と呼ばれる。

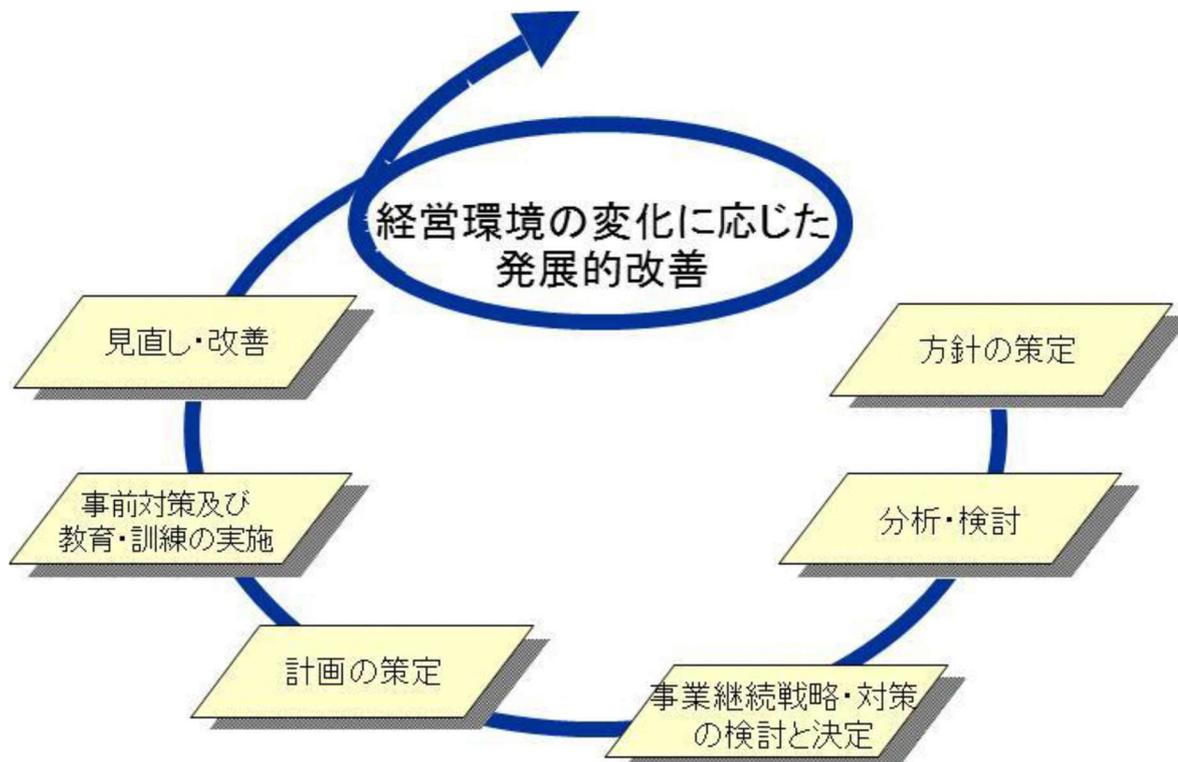
業務継続計画は、最初から完全に構築できるものではなく、その後の継続的改善により徐々に業務継続能力を向上させていくことが重要である。BCMは組織の業務継続能力を継続的に維持・改善するためのプロセスであり、組織全体のマネジメントとして継続的・体系的に取り組むこととする。

#### (1) 計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や人事異動や機構改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は、絶えず変化している。今後、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し・更新を行い、変化に対応できるBCMに取り組むこととする。

なお、主に見直し・更新は、以下の場合をとらえて実施する。

- ① 被害想定の変更時
- ② 地域防災計画の更新内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ③ 事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ④ 小規模災害の対応の中でボトルネック（課題）が明らかとなったとき



#### (2) 研修及び訓練の実施

職員一人ひとりが、業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識することを目的として、本計画の前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順等を検証するため、必要に応じて研修や訓練を実施する。

**(3) 職員への教育**

職員の意識を高めるために、所属長は、職員に対して下記に関する教育を行う。  
また、職員は下記の事項について家族とも共有し、準備をしておかなければならない。

- 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること
- 過去の災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え、対応できるようにすること
- 各家庭においては、非常持出品や最低3日間(一週間が望ましい)の食料、飲料水等を常備しておくこと
- 災害業務に従事するための3日間程度の宿泊に必要な飲食物等をまとめておくこと
- 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと
- 地震が発生した時に、自分自身や家族の身の安全を確保できるようにあらかじめ、自宅の家具の固定等の対策をしておくこと
- テレビやラジオ、インターネット等多様な手段により、正確な情報を収集できるようにしておくこと

**(4) 指定管理者等への周知と連携**

本市の施設・設備管理等を行っている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、村上市業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について契約内容の見直しや、対応方法について事前に十分協議することとする。



# 非常時優先業務一覽







**新潟県村上市**

## 村上市業務継続計画

令和5年(2023) 4月策定

編集・発行 村上市総務課危機管理室

〒958-8501 新潟県村上市三之町 1 番 1 号

TEL. 0254-53-2111 FAX. 0254-53-3840

E-mail somu-b@city.murakami.lg.jp

URL <https://www.city.murakami.lg.jp>